

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	令和7年度第1回寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会		
日 時	令和7年6月24日（火）午前10時	開催形態	公開
場 所	寒川町民センター 3階 講義室		
出席者	出席者… 齋藤会長、白岩副会長、大場委員、小黒委員、福岡委員 金子委員、及川委員、内野委員、岡野委員、上村委員、 徳江委員 事務局… 高橋教育委員会教育次長、原主査、香月主任主事 欠席者… 市川委員		
議 題	（1） 役員の選任について （2） 放課後児童対策にかかわる国の政策及び町の計画について （3） 放課後子ども教室（ふれあい塾）における各校実施状況について （4） これまでの検討事項の整理と今後の検討の方向性（案）について （5） その他		
決定事項	・ 会長に齋藤委員を選出した。 ・ 副会長に白岩委員を選出した。 ・ 議事録承認委員に大場委員、小黒委員を選出した。 （会長、副会長を除いて名簿順）		
議 事	（1） 役員の選任について 決定事項のとおり。 傍聴希望者はなし。 （2） 放課後児童対策にかかわる国の政策及び町の計画について 【事務局】 町ではこれまで放課後児童に関する取り組みを放課後子ども総合プランにより、進行管理してきました。 国の計画については、令和5年度末で新・放課後子ども総合プランが終了した後ほどご説明する、放課後児童対策パッケージ2025に移行しています。 町では、これまで進行管理してきた放課後子ども総合プランの内容を、子ども・子育て支援事業計画に包含し、現在進行管理を行っています。 子ども子育て支援事業計画内における放課後子ども教室（ふれあい塾）に係る内容につきましては、別添資料②「第3期寒川町子ども・子育て支援事業		

計画」をご覧ください。

こちらは子ども子育て支援事業計画の、ふれあい塾に関する内容を抜粋しています。

別添資料②65ページ、施策の基本的方向（3）子どもの遊び場の確保のNo.72について、ふれあい塾の事業目標を記載しており、参加児童数の目標値を令和11年度時点で5,000人と定めています。

96ページ、本庁の取り組みの具体的内容の（2）としまして、放課後子ども教室（ふれあい塾）の年度ごとの実施計画として、令和11年度における各学校のふれあい塾実施日を5日間にする目標を設定しています。

子ども子育て支援事業計画の説明は以上となりますので、再度A4横の資料「放課後子ども総合プラン運営委員会」にお戻りください。

4ページを説明いたします。

こちらが先程ご説明した、国の計画である、放課後児童対策パッケージ2025の概要版です。青枠で示した部分は、放課後等、子どもの居場所に関する取り組み内容について記載されています。放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流・連携の推進や、コミュニティスクールを活用した放課後児童対策の推進等が記載されています。

またこちらのパッケージについては、子ども家庭庁と文科省が連名で各自治体に通知しており、放課後児童の居場所確保に向け、各省庁に繋がる町部局が相互に連携する必要があると通知されています。

議題（2）放課後児童対策に係る国の政策及び町の計画についての説明は、以上です。

【齋藤会長】

ご意見ご質問等がございますでしょうか。ないようですので、議題（2）については終わります。次に、議題の「（3）放課後子ども教室（ふれあい塾）における各校実施状況について」事務局より説明をお願いします。

（3）放課後子ども教室（ふれあい塾）における各校実施状況について

【事務局】

こちらは、ふれあい塾と児童クラブの内容を記載したものです。

放課後の子どもの居場所としては、ふれあい塾も児童クラブも同じようなイメージがあるかと思いますが、一番の大きな違いは、児童クラブは、子どもを施設で預かり保育する場所、ふれあい塾は、遊び場の提供を行う場で、保育をする場ではないという点です。

一覧の児童クラブからご説明します。

実施日については、月曜日から土曜日まで、学校の下校時から18時半まで

	各小学校内にある児童クラブにて実施しています。利用料は月額1万2000円、支援員は2名から4名、対象の児童は、保護者の就労等で児童の帰宅時に保護者が不在である世帯です。入所のお申込みをいただいた後、審査を経て利用となります。 また、通所方法については、行きは学校から直接児童クラブに行き、帰りは原則保護者の迎えにより帰宅となります。また、運営については、NPO法人寒川学童保育会へ委託し、事業を行っています。 続いて、ふれあい塾についてご説明します。 実施日は月水金となりますが、学校により週2日開催の学校があり、夏時間と冬時間によって開催時間に違いがあります。各小学校の体育館において無料で実施しています。指導員は3名で運営しており、小学校に就学している児童は事前の申し込みは必要ですが、どなたでも参加可能です。 通所方法については、行きは一度自宅に帰宅してから再度学校に来てふれあい塾に参加しており、帰りについては、各自帰宅となります。 運営方法は、町の直営です。 続いて、7ページです。 ふれあい塾の実施状況について、昨年度からの変更点と今年度の状況についてご説明します。必要に応じて別添資料⑤「令和7年度さむかわふれあい塾実施状況」をご確認ください。令和7年度よりふれあい塾の登録を電子申請化しており、スマートフォンにて二次元コードを読み込むことで紙での提出がなくなりました。登録の電子申請化により、本来であれば登録者数が増えるところ、昨年度末の実績と比較すると減少傾向にあります。こちらの原因については確認中ですが、電子申請化自体の取り組みは利用者の利便性の向上につながっていると考えているため、周知等に努めてまいります。 また、旭小学校及び小谷小学校は昨年度まで週1回の開催となっていました。今年度より週2回の開催となっています。旭小学校及び小谷小学校の影響もありますが、4月から5月までの総参加者数は増加している傾向にあります。登録者数は減少していますが、実参加者数は増えており、概ね良い状況と考えていますので、引き続きふれあい塾の周知をしながら登録者数と参加者が増えるよう努めてまいります。 議題（3）放課後子ども教室（ふれあい塾）の実施状況についての説明は以上です。 【齋藤会長】 ご意見ご質問等がございますでしょうか。ないようですので、議題（3）については終わらせていただきます。次に、議題の「（4）これまでの検討事項の整理と今後の検討の方向性（案）について」事務局より説明をお願い
--	--

します。

(4) これまでの検討事項の整理と今後の検討の方向性（案）について

【事務局】

資料は9ページです。

放課後子ども総合プラン運営委員会にて、過去検討されてきた内容と、ふれあい塾の現状及び、検討の方向性の案を一覧でお示したものです。

実施日について、現在は週3回と週2回開催している学校があり、過去の会議の中では、週5回の開催を目指すとされておりました。今後の検討の方向性としては、子ども子育て支援事業計画の中にもあるとおり、引き続き週5回の開催に向けて対応していくものの、指導員の高齢化等によって指導員やボランティアをやめてしまう方がいるため、人員の維持・確保をする事が第一優先事項と考えています。人員を確保するための周知に加え、指導員ボランティアとのコミュニケーションをとる機会を増やし、見守りを担っていただく方の維持に努めてまいります。

次に実施時間について、現在は夏時間と冬時間の2つの時間帯で運営しており、過去会議の中では、開始時間を早める事や遅くする事が望ましいとのご意見をいただいております。

今後の検討の方向性の案としましては、開催時間を18時まで延長する事は児童の帰宅時の安全面を考慮すると実現は難しいと考えていますが、給食を食べて帰宅する午前授業の日などは、学校と指導員等との調整によって実現できる可能性があるため、今後町と関係者との打ち合わせを行いながら実現の可能性について探っていきたいと考えています。

また、実施場所及び運営方法については、当面現状維持と考えています。

実施場所については、過去会議の中で余裕教室等の活用を検討してほしいとのご意見をいただいておりますが、まずは見守りをしていただく方の人員を確保する事を第一優先に考え、対応してまいります。

10ページです。

事業内容及び利用料についても、当面の間、現状維持と考えています。

事業内容について、他自治体では音楽室や図工室を使って音楽や図工をする機会がある学校もあると聞いていますが、まずは人員確保に努め、児童の遊びの場を提供していく事を維持していきたいと考えています。見守り人数につきましても、現状維持と考えていますが、参加人数が多くなってきている学校もあるため、指導員等の負担が大きくなる場合には、見守り人数の増員を検討してまいります。指導員及びボランティアについて、現状は指導員10名、ボランティア35名の登録があり過去5年間で人数に大きな変動はご

ざいしません。過去の会議の中では、指導員 20 名、ボランティアは 80 名を目指すとのこと意見もありましたため、人員の確保に向けた周知と積極的な声掛けをしていきたいと考えています。

最後に通所方法についてです。

現在一度自宅に帰宅してから再度学校に来る方法をとっており、過去会議の中では、直接利用をすることで児童の安全と保護者の安心を確保できるとのご意見もいただいています。ただし、直接利用をするためには、責任の所在を明確にする必要があるとのこと意見もいただいております。今後の検討の方向性の案として、直接利用の実現に向け検討を進めたいと考えています。責任の所在の明確化と学校側の負担を増やさない仕組みづくりについて検討していきますが、そのためには、学校、保護者、児童、指導員の皆様の各状況を確認しつつ、綿密なコミュニケーションが必要と考えていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

議題（４）これまでの検討事項の整理と今後の検討の方向性について、の説明は以上となります。

【齋藤会長】

ご意見ご質問等はございますでしょうか。ないようですので、議題（４）については終わらせていただきます。次に、議題の「（５）その他」について事務局より説明をお願いします。

（５）その他

【事務局】

現在当委員会の名称は「寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会」ですが、会議の説明の中でもありましたように、放課後子ども総合プランという国の計画は既になく、放課後児童対策パッケージ 2025 に移行していますそのため、当委員会つきましても、子どもの居場所をキーワードに名称を変更させていただきたいと考えています。今後の委員会の中で皆さまにご意見をいただく機会を考えていますので、ご協力をお願いいたします。

また、今後の会議の日程ですが、年間 2 回、状況により 3 回開催を予定しており、次回開催時期につきましては 11 月を予定しています。

【齋藤会長】

ご意見ご質問等はございますでしょうか。

【岡野委員】

その他の部分ではなく、4 の今後の検討の方向性に戻りますがよろしいでしょうか。

【齋藤会長】

お願いいたします。

【岡野委員】

事務局から説明があった中で、今後、ふれあい塾のボランティアや指導員を増やしていかななくてはいけない課題があるというお話がありましたが、本日、ふれあい塾を経験されている小黒委員がいらっしゃるので、お伺いしたいことがあります。指導員をやっている上で、課題や、こういうのがあったら、これをクリアしたら、もっと指導員が増えるのではないかと等ありましたら、お聞かせ願いたいです。

【小黒委員】

私が考えているのは、P T Aの中で手を挙げていただいて、若い人に来てもらったほうがいいのではと思います。全員が、来られるとは思わないですが、その中で1名でも2名でも、P T Aの中で手を挙げていただいて、ボランティアに参加していただくということで、人が増えてくるのではないかと思います。これまでに、P T Aに申入れしたことはないと思います。

【岡野委員】

生涯学習課の生涯学習担当がP T Aの担当をしていますので、貴重なご意見をいただけてよかったです。

確かに今までP T Aにはそういった呼びかけをしたことはなかったと思います。今後はそういった形が取れて、若い方で、あとは実際にふれあい塾に通っている子どもの保護者の方が子どもの遊びを見守りながら一緒に帰れるというのも、ふれあい塾を運営していく上ではすごく大事な事かと思います。

【小黒委員】

補足すると、自分の子どもと一緒にボランティアをやっていたらの方が、寒川小学校では2名いらっしゃいます。

【齋藤会長】

そのほかございますでしょうか。

その他の前の議題に返っていただいて構いませんので、何かございましたら、お願いします。

【及川委員】

ふれあい塾という事業自体、一般の方、自治会の方など、色々な方は知らないのではないかと思います。ふれあい塾で見守りをやっていただける方はお友達つながりでボランティアをしている方も多いと思います。しかし、近くに小学生の子どもがいても、ふれあい塾をやっていることを知らずに、おうちにいられる方は多いのではないかと思います。ですから、一般にもう少し周知をしていただいてボランティアを呼びかけるのがいいのではないかと

と思います。

放課後の子どもの居場所として見ると、今、共働き世帯が多いですから、その時間を安全に見ていただく場所を目指すためには、大勢の手が必要ですし、地域の方の理解も必要だと思うので、そういう形で呼びかけてみてはどうかと思いました。

【事務局】

先ほどの小黑委員からのご発言にもありましたが、行政が周知していますが、なかなかうまくいっていません。広報紙やLINEのプッシュ通知を使って周知をしていますが、広く満遍なく周知はできるものの、必要な人に届いていない部分をすごく感じているところです。

P T A等、新しい団体にお話をしていく事も大事ですし、及川委員が言われたようにそもそもふれあい塾自体を知らない方たちもいらっしゃると思っていて、役場の内部で話をしていた時に、ふれあい塾という名称自体が塾を連想させてしまって、実際は放課後の体育館を開放して見守りをしてもらう事業なのに、ふれあい塾という名称のために、なかなか伝わりにくいのではないかと、伝わるような名称にしていっていった方がいいのではないかと話をしているところです。今後の検討の材料の一つかと思っているところですが、そういったところを一つ一つ潰していきながら、本当に必要な人に情報が行くような形で対応させていただきたいと思っています。

【齋藤会長】

P T Aに声を投げてみる、周知をしてみる事と、また新たに今までと同じような形でより一層周知をして、ピンポイントで来ていただけるような形にしたい、名称の変更等もまた検討の一つとして挙げられるのではないかと考えています。

他に何かございましたらお願いいたします。

【内野委員】

ふれあい塾の利用時間が書いてありますが、夏休み等の長期休みの時のふれあい塾はどのようになっているのか、又、体育館を利用されているとのことですが、夏はとても暑くて体育館の利用は大変だと思います。また、寒い時期とかもあると思います。環境作りはどのように工夫されているのか、ご意見を伺えたらと思います。

【事務局】

ふれあい塾は、基本のルールとして、給食がある日のみの実施になっています。また、長期休暇やお休みの時には実施していません。ただし、長期休暇中に子どもの見守りをお願いしたいというニーズはもちろん、たくさんあって、その課題については町としても把握していますので、教育委員会だ

けではなくて、町としての課題と捉えながら、少しでも前に進めるように対応していかなければいけないと考えています。

また、だんだん気温が高くなってきているため、体育館を利用する児童に危険があるのではないかとのことですが、WBGT（暑さ指数）を測っておりまして、暑さ指数が31を超えた時には、ふれあい塾については、中止しています。学校の施設で、10時やお昼のタイミングで指数を測っていただいて、開催又は中止の判断をしています。

危険と言いつつも、暑い中で体育館を使用していかなければならないところはあるかと思うので、そこについては例えば送風機で空気の循環をしているところではありますが、大きな課題だと思っています。

【齋藤会長】

この点について、小黑委員から何かお話ありますか。

【小黑委員】

体育館は非常に暑くなりますので、体育館の上の窓は極力開けておくようにして、みんなと一緒に遊んでいます。あとは、寒川小学校では扇風機を貸していただいて、扇風機を3台ぐらい使わせていただいています。暑さ対策にはその程度の涼でみんな汗だくでやっています。

【齋藤会長】

南小学校は現在、体育の授業がプールなので、体育館で体育をする事はほぼないです。体育を行う際はWBGT（暑さ指数）を測っていて、31以上になると体育も無しにして、違う授業を行う事もあります。

また、南小学校はふれあいホールがあるので、そちらのエアコンの効く場所に移動して、体育を行っています。これからの季節は、31以上になることが多いかと思うので、ふれあい塾も実施できる日数が限られてくると思っています。他にも何か、多分初めて聞くようなことがあるかと思いますのでぜひこの機会に、質問等があればお願いいたします。

【大場委員】

寒川町のホームページのふれあい塾の指導員及び見守りボランティア募集を見ましたが、こちらの対象が20歳以上になっているのは何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

20歳以上というのが今、検討しているところではありますが、本来であれば成人は18歳以上になっているので、18歳からという形もできなくはないと思います。ただ、18歳を入れてしまうと、高校生が入ってきてしまう部分があります。ここの懸案としてあるのが、特段普通に遊んでいる分については問題がないんですが、例えばけがをしてしまった時や何か災害があ

った時に適切な対応をしてもらうためには、やはりもう少し年齢を重ねた方をお願いしたい意向があります。そのため、現段階では、20歳以上と区別をさせていただいています。ただし、近隣の高校からの依頼があり、高校から生徒をふれあい塾のほうに参加させたいという依頼もいただいていますので、20歳以上という区別については子どもの見守りをする中で、どのような参加の仕方ができるのか今後検討させていただきたいと思っています。

【大場委員】

尋ねた理由といたしますのは、私は長年大学で働いていますので、大学生の実情がよく分かっているんですが、20歳は大学3年生で、今、就活が前倒しになっている関係で、大学3年生、4年生は本当に時間がありません。

教職でも状況が同じで、教職課程でも3年生に前倒しで教員採用試験が始まり、あとは介護等体験ですとか教育実習が入ってきている状況であると、20歳以上の学生をリクルートするのがどこの大学でも難しい状況です。対して、大学1、2年生は比較的に暇なので、学生ボランティアを視野に入れるのであれば、やはり18歳から20歳の方がターゲット層としては現実的かと思いました。ご検討いただけますとありがたいです。

【事務局】

大変貴重なご意見ありがとうございます。そのように検討させていただきます。

【齋藤会長】

新しい視点というところで、すごく貴重なご意見でした。他に何かあればお願いいたします。

【及川委員】

けがや災害の場合の対応というお話が出てきましたが、ただの見守りだけではなくて、この暑さでしたら熱中症、指数以下であっても、子どもによっては体調が悪くなったり、熱中症の症状が出たりと個別の子どもたちの様子を見取って対応していかなくはいけない場合がたくさん出てくると思うんですが、そういう場面でのボランティアの皆様の研修といったものはありますか。

【事務局】

1年に1度、ふれあい塾の指導員を対象に連絡協議会を開催しております。今年度は8月の中旬に開催をする予定になっています。その中で、各学校の指導員の方から色々な情報をいただいたり、意見交換をしていただいたりします。その中で茅ヶ崎消防にお越しいただいて、普通救急救命とAEDの操作の研修をしていただくことになっています。なので、AEDと普通救

急救命の研修については、1年に1回行っています。ただ、熱中症に関する対応等については、今のところ研修の予定がございませんので、そこについては、例えば熱中症が起きた時にこういう対応をするというものが、国から下りてきているホームページ等にもありますので、こちらを情報共有していきたいと思っています。

【齋藤会長】

指導員に年1回、講習会があるとのことでしたが、ボランティアについては特にそういうものがないということでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおりです。人数のこともありますが、まずは指導員の方に町からの依頼と情報共有をさせていただいて、安全の講習をさせていただき、その内容を持ち帰っていただいて、ボランティアの方に周知していただくような形で考えています。

【小黒委員】

これまでは、ボランティアも一緒に受講しておりましたので、その点は修正しておきたいと思います。

【事務局】

今回、普通救命をやるのに人数の制限がございまして、この人数の区分けでいくと、キャパとして、指導員のみという形になっています。今後、ボランティアも含めた研修については検討させていただきたいと思います。

【齋藤会長】

分かりました。ありがとうございます。

【岡野委員】

補足してもいいでしょうか。

【齋藤会長】

お願いいたします。

【岡野委員】

消防の研修のお話がありましたが、通常のけがや熱中症みたいな症状が起きた場合、体調不良者が出た場合については、指導員の皆様にマニュアルをお渡しさせていただいて、まずどうしたらいいのか、基本は担当事務局にまず連絡、事務局の方から学校の保健室を使わせていただくのか、あとは救急車を呼ぶべきなのか、緊急時は事務局に連絡をするより先に救急車を呼ぶというふうに、マニュアルを指導員の皆様にお渡しして、それを各学校に備えていますので、緊急時はそのマニュアルに基づいて対応している状況です。

【齋藤会長】

ありがとうございます。詳しくお伝えいただいてありがとうございます。他に何か、今の事に関してでも構いませんし、今後、指導員、そしてボランティアを増やしていければというところですので、ぜひ色々な視点からご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

これ以上はないようですので、大変活発なご意見いただいて、ありがとうございました。

皆様のご協力により本日の議題は全て終了いたしました。進行を事務局にお渡しいたします。ありがとうございます。

【事務局】

皆様、後半は特に活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。先ほど担当からもご説明させていただいたとおり、別添の資料6に現在抱えている課題ですとか、今後はこうしていきたいという対応を整理させていただいたものをご説明させていただきました。

長年、ふれあい塾につきましては、授業が終わった後に一旦子どもたちは帰宅して、そこからふれあい塾を利用するために改めて学校に来るというやり方がどうなのかというのは町議会も含めて、色々なご意見をいただいています。この問題につきましては、ふれあい塾を運営する我々サイドとして、施設を管理していただいている学校サイドとも、役割分担や責任の所在を改めて明確にした上でやっていけば、うまくやっていけるのではないかと考えています。これまでもずっと言われている問題もありますから、私たち事務局としては何とか今年度中に目途をつけて、改善していきたいと思っています。そのための色々なご意見をいただく場がこの会議と思っています。

特に今一番の問題は、指導員の方やボランティアの方々の人材の確保です。年齢層も、私は特に教員志望の大学生の方はむしろ実践の場を体験していただく貴重な場になるんじゃないかと思っていたところもあるので、ご意見として大学1年生、2年生については特にそういう余地が多分にあるんじゃないかという貴重なご意見もいただきましたので、人がどんどん循環していくと、色々な意味でいいと思っています。

2回目は、担当から11月頃に予定しているとお話を申し上げましたが、それはあくまでも予定のため、今後の進捗によっては、もう少し早めに皆さんにお集まりいただくこともあろうかと思っています。あらかじめ会議資料につきましてはお送りさせていただいて、皆さんに見ていただいた上で参加していただいて、会議自体も本日のように実のあるような形でやっていけたらと思っていますので、引き続きご協力いただければと思っています。

ちょうど1時間ほど経過してまいりましたが、今後も皆様の連携を深めていただいて、町の子どもたち、青少年の健全育成のために子どもたちに地域

	で活躍していただきたいと思っていますので、そのお願いも込めまして、本日の会議につきましては終了とさせていただきたいと思います。 大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。
資 料	寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会次第 別紙資料①令和7年度 寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会名簿 別紙資料②寒川町子ども・子育て支援事業計画 別紙資料③放課後児童対策パッケージ 別紙資料④児童クラブとふれあい塾 別紙資料⑤さむかわふれあい塾実施状況 別紙資料⑥これまでの検討事項の整理と今後の検討の方向性（案）について 別紙資料⑦寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会要綱
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	大場委員、小黒委員（令和7年8月22日確定）